

(別紙)

1 質問項目及び内容

(1) 伊賀市喰代における森林の無許可開発への対応について

- ① 伊賀市喰代地内において森林法に基づく林地開発の許可を受けずに強行されている開発によって、昨年より土砂災害や伊賀市喰代比自岐下川原線への損害等を与えている事案がある。その損害や地域住民の不安は大きく、県並びに伊賀市の指導に従わない事業者の対応は極めて不誠実なものである。

従って、県は県民の生命財産と良好な森林環境を保全する立場から、より一層厳しい姿勢で事業者に対応する必要があるとあり、森林法違反容疑等で刑事告発すべきと考えるが見解を明らかにされたい。また、仮に林地開発の申請等がなされたとしても再び土砂災害等が懸念されることから、安易に開発を認めるべきではないと考えるが見解を明らかにされたい。

2 回答

伊賀市喰代における開発行為は、事業者から平成28年2月26日付けで、森林法の規定による伐採届出書（伐採面積0.88ヘクタール）が伊賀市に提出され実施されてきました。

しかしながら、同年9月下旬に開発行為に起因する隣接市道（喰代比自岐下川原線）の路面隆起が認められるとともに、同年10月12日には県・伊賀市による現地測量の結果、1ヘクタールを超えて土地の形質変更（2.3ヘクタール）が行われていることが判明しました。

このため、県から事業者に対して、

- ・道路管理者である伊賀市と協議のうえ、市道路面の隆起を除去する措置を実施すること
- ・前述の措置を除く開発行為は中止し、開発行為地等における地すべりの抑制・抑止に必要な調査解析を行い、地すべり対策計画を策定することを内容とする文書指導を平成28年10月17日付けで行ったところです。

現在、事業者は市道の応急工事を進めるとともに、これ以外の開発行為を中止しています。地すべりの抑制・抑止に必要な調査等については、本年2月中旬の実施に向けて準備を行っているとの報告を受けています。

県では、今後事業者が、県の指導に従わず地すべりの抑制・抑止のための対策や森林法に基づく対応を実施しない場合には、復旧命令の発出や刑事告発を検討することとしています。また、森林法に基づく林地開発の申請がなされた場合には、地すべりに係る調査解析の報告等の内容を踏まえて、慎重に適否を判断することとしています。

引き続き、伊賀市等と連携して、事業者が必要な対策を早期に実施するよう指導を強化するとともに、履行状況を監視してまいります。

1 質問項目及び内容

② 県はこの事案について、土砂災害や市道への損害が明らかになる以前から具体的にどのように実態を把握し、監視や指導等を行ってきたのか。伊賀市や地域、関係機関等との情報共有や連携体制も合わせて適切であったのか見解を明らかにされたい。

2 回答

当該事案については、平成28年2月4日に事業者から県に対して森林法の手続きに関する相談があり、開発する森林の面積が1ヘクタールを超える場合には、森林法に基づき県に林地開発許可申請書（1ヘクタール以下の場合には伊賀市に伐採届出書）を提出するよう指導を行いました。また、事業者から伊賀市に伐採届出書が提出された後も、機会を捉えて、県から森林法上の手続きについて指導を行ってきました。

さらに、同年9月下旬に隣接する市道の路面に隆起が認められてからは、伊賀市と連携して開発区域の実態把握や事業者の監視、指導を強化するとともに、現地測量により1ヘクタールを超える土地の形質変更を確認した際には、即座に文書指導を行ったところです。

伊賀市等の関係機関とは、平時より情報共有体制を構築してきており、今後も十分に連携して、適切に対応してまいります。